

Title	英国に於けるスラムとその住民 Slums and Slummers, by C.R.A Martin. London, 1935
Sub Title	
Author	奥井, 復太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.8 (1936. 8) ,p.1203(111)- 1220(128)
JaLC DOI	10.14991/001.19360801-0111
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360801-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ある。地代の一般理論の根底に横たはつてゐるからである。従つて農業經濟學は地代論を出發點とすると共に、農業地代論に對する視點はこゝに求められるであらう。

——一九三六・七・二三——

英國に於けるスラムとその住民

Slums and Slummers, by C. R. A. Martin. London, 1935

奥井復太郎

一

人間の居住するに相應しからざる住宅の改廢は現代住宅問題の重要課題の一である。之れを吾々は不良住宅清掃問題と名づける。從來人々は貧民窟と呼んだ。併し此の稱呼は貧民の密集せる集團居住地を指すのみであつて、重點は、其の住宅形式にあり乍ら、文字上には「貧民」なる居住者内容に重きが置れてゐる。貧民乃至細民の居住する所、當然其の住宅形式を所謂「貧民窟」的に規定してゐるものと考へられてゐる。反之、不良住宅とは住宅形式に於ける稱呼である。其の内に居住者内容を明示してゐない。此の點に於いて舊來の考方とは別な行き方をしてゐる。故に不良住宅の問題は所謂、貧民又は細民丈けの問題でなくとも好いのである。要するに人間、或ひは現代人の生活居住形式として好適ならざる住宅を不良住宅と呼ぶ事となる。

吾々の生活居住形式として「好適ならざる」とは何を意味するか。恐らく此の標準は必ずしも嚴密正確に示す事が出来ないかも知れない。何となれば現代人の經濟上、社會上其の他の境遇又は身分の相違に基いて、茲に「好適」の

標準が決して一樣ならざるを知るからである。故に不良住宅を取扱ふ場合、「現代人」と云ふものには、一應、赤裸々の「標準人」を想定しなければならぬ。斯くの如き標準人の生活居住形式として「好適」又は「好適ならざる」ものを定める。其の「好適」の標準としては、主として衛生學的な標準と社會道徳的なソレとが行はれる。前者では住宅の位置、密集、採光、換氣、清潔、排水、朽腐等々が問題とされ、後者では一室に於ける多數共同生活の弊害が指摘される。英國に於ける近代住宅立法の先驅と云はれる一八九〇年の「労働者住宅法」(Housing of the Working Class Act)では「非衛生地區」又は貧民窟を次の如く定義してゐる、即ち其處では

“the houses, courts or alleys are unfit for human habitation
又は

the narrowness, closeness and bad arrangement or the bad condition of the streets and houses or groups of houses within such areas, or the want of light, air, ventilation or proper conveniences or one or more of such causes are dangerous or injurious to the health of the inhabitants.

最も呪ふ可き存在としてのスラムが何時發生したか、恐らく「好適」ならざる不良住宅の存在は人間の存在と共に舊いものであつたらう。しかし、本質的には所謂産業革命以後の現象として取扱はれねばならぬ、資本主義文明の隨伴現象とされねばならぬ。従つて現代の工業都市、大都市に於いて最も顯著なものとして現はれて来る。是等の土地に於いては相當の地域に及んで、即ち集團的に常在の現象として現はれ、國民衛生保健上の弊害と併せて社會教育及道徳上の問題となつて當局者及識者を悩ます存在である。故に、或意味からすれば現代都市問題又は都市社會學と稱せらるゝものは、此の不良住宅の改良を對象とした措置及び研究に發したと云はれる。(Trends in Ameri-

can Sociology: Nels Anderson, The Trend of Urban Sociology, p. 267)

不良住宅問題の領域は、普通、理論と政策との二方面に分れる。理論としては、不良住宅地帯即ち貧民窟發生の社會的過程並びに此の特殊社會の構成特質に關する社會學的研究であり、政策としては不良住宅清掃問題となつて現はれる。勿論、國民保健及び社會道義の立場よりして、「現代人」には如何程の住宅標準を求む可きやと云ふ問題は理論的に考察せられねばならぬ。同様に住宅經營の政策は、或ひは現在經營形式に基くなり、或は全然別個の形式によるなり、その何づれにもせよ、經營理論の背景を必要とする。理論と實際との錯綜は斯くの如くであるが、大別して、貧民窟問題を吾々は社會學・經濟學上の研究課題と、行政上の政策問題とに分けて差支ないと思ふ。若し問題の難易に就いて云ふ事を許さるゝならば、吾々は政策的方面に於いて其の最も困難な問題の潛む事を指摘し得よう。其の實例を比較的早く此の問題に着手した英國に於いて見るがよい。一八四二年労働者階級の衛生狀況に關する調査が行はれて以來、一八四八年の Public Health Act 其の他を経て、一八七五年の國民保健法集成を以つて終る第一期とその以後今日に至る第二期。其の間前記の一八九〇年の「労働者住宅法」、貧民窟問題に對する最初の本質的立法と謂はれる一九〇九年の住宅・都市計畫法、其の後の修正及び補足法、一九二五年の住宅法集成、同三〇年及三五年の補足又は修正等の永い立法及行政上の努力にも拘らず、依然問題は殘されてゐるのである。此の間約一世紀。従つて、かゝる現代人にとつて「好適」ならざる生活環境の裡に次代の後繼者達は養育されて來たのである。(實際には養育されたと云ふ言葉は當らない生活と環境とであつた)斯くの如き傳統は、問題の處理を益々困難ならしめてゐる、蓋しかゝる環境が生み出した、貧民窟居住者の非社會性—例へば怠惰、放逸、猥雜、不潔、喧騒、無知、兇暴、等々、其の反面、最も人間的な性情又は精神の美が僅かばかり煌く事もあらうが、かゝる、所謂非社

會性又は反社會性は、簡單なる物的措置、例へば不良住宅の破毀、理想的新住宅への強制移轉等を以つて直ちに解決し得る性質のものでないから。斯くの如き問題に就いては教育的措置に俟つ所、頗る多く、従つて又、其の効果は即現的でない。過去百年に垂んとする改良的努力の效果は決して全然空しかったワケではない。然し、なほ問題として残る所に、表面は簡單さうな此の問題の、實際には複雑した難問題である事が立證される。従つて又、理論的研究としても、政策を指導する上に於いて、問題はしかく簡單でないと云ふ事になる。

(II)

茲に紹介せんとする一書は、よく此の問題の難澁を理解せるものである。著者C・R・A・マアテン氏はWhitstableのChief Sanitary Inspectorとある。本書が其の職務上の経験及び觀察を以つて内容を豊かにしてゐる所以である。此の著Stums and Summers(スラムと其の住民)は副題に「住宅問題に關する社會學的論考」とある。章は六つ、「歴史的概観」即ちスラムの發生と其の對策に關する史的經過、「スラム」即ちスラムの實際狀態及び其の諸型態「スラムの居住者」即ち其の發生、特質、「スラム清掃」即ち不良住宅廢毀に關する立法的行政的處置「新住宅補給」即ちスラム居住者は新居宅を給與するの方策「スラムの生成」即ち住宅不良化の場合等に就いて比較的自由的態度で筆を進めてゐる。

歴史的概観は十八世紀後期の今尚ほ田園的英國の描寫に始まり、其後一世紀半の間に於ける革命的變革に伴ふ無計畫なインダストリアリズムの所産が指摘される。こゝに現代スラム生活史の第一頁が始まる。しかし十八世紀末、十九世紀初頭に當つて、改革的情熱、計畫及び運動に必しも乏しくなかつた。憲章黨運動があり、ディッケンズ等の社會的文學の煽動があり、更に一八三五年市制改革があり、同四二年著名なるChadwick調査に次いで四八年のPublic Health Actがある。し

かし是等の熱情活動にも拘らず問題の解決は然かく簡單では無かつた。著者は其の難澁の原因を左の様に見る。即ち「無統制なインダストリアリズムの生み出した怪物は、初代の衛生改良家の提案し得る貧弱な努力によつて壊滅せらるゝものでは無かつた。蓋し、吾々が今日既得利權と呼ぶ所のもの、別の言葉で云へば腐敗が地方政廳の誕生に當つて既に其の勢力を張つておつたからである。」而して又、土地、家屋について收益の最大限を實現すべく極度の利用が行はれた。(本書七頁)

斯の如き事情から新工業都市に於ける不良住宅の増加密集は必然であつた。併し六〇年代以降の英國産業の飛躍的發展に伴つて労働階級の生活が若干改善せらるゝと共に、住宅狀態に於いても改良の實が擧げられた方面が見受けられる。「厭忌すべき露路や裏庭も、大都市の中央に位するものは、嘗ては之等を造る事を助けた、同じ商業主義の手によつて一掃された」しかも其れは「倉庫、事務所其他商業建築」を設ける爲めにであつた。従つて大規模な不良住宅清掃は行はれなかつたが、近代都市の面目體面から云つて上下水設備、道路掃除、汚物處理等に向つて幾らかの計畫が實現された(一〇頁)しかし斯くの如き都市發展の時代は都市移入人口の増加の時期でもある。其れ故に住宅不足は、投機的な住宅建築業者の跳梁を許す事となつた。之れを取締る建築取締法規等は全然無かつた。其れ故に初期ヴィクトリア期の粗製建築は再び後代に甚しき弊害を遺したのであつた。斯くして改良對策の審議が一八七五年の綜合保健法と爲り、此の法律によつて保健行政上に於ける十九世紀の最高峰を劃するに至つた。本來の住宅立法としては一八九〇年のHousing of the Working Classes Actが擧げられこゝに不良住宅清掃問題への第一着手が見られた。本稿前一三頁参照)しかし勿論、此の立法は完全とは云へなかつた、不良住宅清掃の手續の煩瑣遅延、費用の巨額等々は運用を妨ぐる主な要素であつた。従つて根本的な改正なくば同法を以つて効果的な改良の實を擧げる事の至難なる事が明瞭となつた。しかし其後、労働階級の組織化、社會主義運動等につれて中央政府も問題の重要性を認識するに至り、一九〇九年不良住宅問題への最初の本格的立法が制定されたHousing and Town Planning Actが之れである。本法は一八九〇年法の不備を除くと共に、不良住宅問題對策として都市計畫法を採用

した最初のものである。本法には多大の期待が懸けられた、然るに幾許もなくして起つた歐洲大戰は、上下の視聽並びに努力を全然此の問題から引き離してつた。

軍國に於ける壯丁の體格不良は當局及び世間に多大の恐怖を懷かしめた。粗豪な國民は多年の不良生活環境の結果脾氣國民と化した。Conditionと云ふ言葉が出来A一の階級の壯丁は三人に一人無いと云ふ状態だつたと云はれる。其れにも拘らず、大戰中、他を顧る餘地は全然無かつた、爲めに一九一九年復員に際し未曾有の住宅拂底を來した。茲に下層階級住宅の怖ろしき密居生活が発生する、部屋の又貸が盛んになる、前者からは不健康不衛生不道德が生れ、後者からは、それ無くて既に戦時中何等修復の加へられてゐなかつた損壞せる家屋、部屋の恐るべき損傷が生ずる。古車輦等を用ひた所謂「假屋」が生ずる。此の戦後住宅不足は、戦前に於ける年十萬戸の不足が一九年に於いては五十萬戸に達した。(二〇頁)此の緊急に應ずる爲めには地方政廳の活動に對して中央政府の財政的充分なる援助を必要とする。一九一九年の Housing (Additional Powers) Actはそれを規定したものであつた。此のアディショナル法の下に於いて建築された住宅は二二三、八二二に達したが「建築材料製造業者のリングを儲けさせたり、建築従業者及其組合等の妨害的進化があつたりしたので、二戸に就き平均費用は一千磅を越え、各二戸は國家に對して四十五磅、地方廳に對して五磅十志の年額損失となつてゐた」(二二頁)此の巨大の失費故に二二年政府は其の法律の施行を停止し、二三年チャンバレン法によつて補助金引下げを行ひ建築の私人經營を奨励した。爾來補助金制度は其の額に増減を見たが遂に一九二八年に及んで前記チャンバレン法による補助金制度は遂に廢止され唯不良住宅清掃に對してのみ國家補助金が殘された。

斯くの如くして、戦後約二百萬戸以上の住宅が建設され、大體需要に應ずるを得たが工業大都市に於ける密集地域は依然存續し不良住宅地區問題は僅かにその縁りに手を染めたに過ぎなかつた。新造住宅が豊富であると云ふ事は直ちに密居及び不良住宅の問題を解決するものではなかつた、蓋し補助金目當の私營住宅にせよ、又公正な賃料を要求する公營住宅にせよ、

之れによつて救済されたのは、勞働者階級中比較的富む人々であつて其の下層には恩澤が及ばなかつた、のみならず、經濟不況は益々是等の人々の不良住宅解放を困難ならしめた。茲に最も不良なるもの、改善に就いての解決難がある。

兎に角戦後の住宅政策は、立法的活動として聊か過剰の氣味であつて、之れが地方廳の活動を實際には妨げる事となつた、一九二五年の住宅法は是等を整理統合したもので、本法としては一八九〇年のそれに替るものであつた。しかし運行上に關して加へられた司法的拘束の爲め二五年以來不良住宅改良事業は寧ろ一頓挫を來した、勿論此の頓挫の根本原因は依然經濟的不況に存してはゐるが。しかし同法に於ける法律上改正すべき點は一九三〇年(三五年の若干修正)の法律によつて實現された。同法は清掃事業に於いては、不良住宅破壊により住宅を奪はれた住民に對して地方廳が「新住宅補給」の責務ある旨を規定して、住宅法に於ける新機軸を出した。同時に細民住宅に關する限り政府は之れを私事業に委ねないで國又は地方廳の責任と定めた點が特筆せらるべきである。

逐年的な立法上の改正にも拘らず不良住宅改善の事業の進行速度は充分でなかつた。そこで三三年政府は「各地方廳に對して事業完成に對する年度を限定する事を要求した。此の年度表は關係地域に於ける問題の全内容の完全なる評量に基礎を置く可く、出來得る限り、清掃を要する全地域を一九三八年以後に及ばざる以前に清掃する事を基礎として企劃せらるべきものであつた」之れが保健相廻章(二三一號)に概觀せられた所謂「不良住宅清掃五ヶ年計畫」である(二七頁)しかし經濟情勢は、依然、巨大な事業計畫の企劃及び實行を妨げてゐる。此の點について本著者の意見を左に紹介しておかう。

「地方廳の細民宿事業は、産業不振、不安定なる國際事情等によつて直接妨げられるものではないけれども、是等はいづれも事態を不安定ならしめるに役立つてゐる。或る他の國々が關稅により搾取勞働により、世界市場に於い

て其の商品の廉賣に成功してゐる爲めに、自己國民の多數が貧困と窮厄に陥んだ事實を知つてゐる場合、假令細民痛掃の爲めにせよ、巨額の費用の支出を公共團體に強制するには餘程の熱心が必要である。日本、伊太利、露西亜等の國々が今、自國の急激な人口増加の空腹を養ふ爲めに活潑な産業的進歩を餘儀なくされてゐる、之れが世界的スラムプを強めてゐるのだ。(二一八頁)

三

歴史的概觀の紹介が聊か長きに過ぎた。此の一章は勿論本著の主要部分では無い。しかし其の敘述によつて問題の中心が那邊に在るかは最もよく窺はれる。次に其の現情に移らう。

著者は英國細民窟を以つて他に比類なき顯著な存在とする。其の代表的なものはロンドンであり地下住宅は三萬に及び其の居住者は永遠の薄明の中に生活し常に水火の危難に脅かされてゐる。ウエスト・エンドの細民窟又其の狀態はテムス河畔イースト・エンドに比較して少しも劣らず不良である。更に大ロンドンの地域内同じ様な不良住宅集團が所々に工業交通業の造營物を中心として見受けられる。南部英蘭は工業的發展乏しく、大都市を缺くを以つて著しき集團の不良住宅地域を見出せない、しかし住宅其のものとして不良な小集團は、決して之れを見出すに困難でない、沿海保養地に於いてすら「オールドタウン」には不健康な地帯を見出す。反之、北部英蘭、石炭と鐵の地方は何と云つても最も混沌たる狀態を示す。ブラックカントリー、南ウエールズ、南及南東ランカシャー、ウエストライディング、ダラム、テイリス及びグインサイドの地方には「既に不適當なる住宅及び近き十年前後に於いて不適當になる可き恐ある住宅の數は數百萬に達すると思はれる。法律上其他の障害の爲めに公には之れは二十七萬と云ふ少ない數字に計算されてゐる。併し此の兩者の數字の差異は、より大なる問題を提出してゐるのである。」何

故かと云へば一般市民は「悪い」のと「非常に悪い」のとの相違の微妙な點を知らないで、家屋が小さい、設計が悪い、汚い、手入が行届いてない又は美しい家と云ふ觀念に反すると云ふ様な理由で一括してスラムとする、しかし「此の勞働者住宅と云ふ大問題に於いて審美主義は凡そ意義がない、一九三〇年の住宅法でスラムと公に定められた地域を全部一晩に一掃して了ふ事が可能であつたにせよ、吾國の大都市の大部分は、翌朝、非常に變つた外貌を呈すると云ふ事は無からう。スラムは陰影を背景にした黒點である、そして適當の家と不適當の家との間に限界の廣い線が存在するものでないからスラム清掃立法の範圍外に潜在的スラムの宏大な領域が常に存在するであらう」かゝるが故に、不良又は不良的住宅の數についての計算に非常な喰違ひが生ずる。いづれにもせよ潜在的不良住宅又は可能的不良住宅の存在は看過し難き問題である。此の問題に注目する場合、スラムは大都市丈けに限られなくなつて来る。小都會田舎町にも問題として取上げて然る可きものが存在する。要するにスラムと其の住民は人類と共に昔から存在したものであらうが、無統制なインダストリアリズム、ウキトリア期繁榮が前述の如き宏大なスラム地域を創造した事に就いて非難せられねばならぬ。工場の周圍に小ボツケな小屋を數千となく急速に建築した事がスラム環境を作り其の住民の増加するを援けたのである。著者のスラム住宅及び其の居住者に就いての敘述は流石に詳細を極め且つ興味深く讀む事が出来る。此の敘述に就いては茲に細目を紹介する事が困難である。唯二三點興味ある所を擧げて見よう。

スラム住宅に就いては、其の諸型式を擧げてゐる。例へば、最も代表的不良住宅としてのテネメント・ブロック、舊廢した高級住宅、更に實際によつては之におとらぬコート、露路及び狭い街路の内に又は之れに面した小住宅群、比較的高級で現代化された型式もあるが、それでも衛生的には不備な背割長屋形式のもの、殊に其の古い時代のも

の等々、更に田舎町に於ける不良住宅の場合等々に就いて、各々是等の諸型式、大小各規模は異ると雖も如何なる場合にも人間の居室として最も、呪ふべき存在である事を詳細に説明し各方面に於ける不備缺陷を指摘してゐる。濕氣、排水、汚物處理不完全、換氣不良、狹隘、建築粗惡又は腐朽、設備不完全、不潔汚穢亂雜而して過度の密集等々のあらゆる缺陷が悉く集つてゐるものと見て差支ない。著者は住民の過度密集に著しき弊害の原因を認めてゐる。生活及び環境に於ける肉體的精神的不潔の源は茲に在りとされる。例へば嘗て高級住宅であつた比較的高層廣大な建物が時代及環境の變化によつて不良住宅化した場合がある。此の場合にはかゝる建物は集合的な借間形式に經營され、一部屋に一家族が住むが親子兄弟、皆一ヶ所に同室である。「住宅について六十人餘の居住者が居る。生活上の諸種の便益設備は決して、各室に完備してゐるワケでなく大體昔のまゝ(即ち一家族で使用してゐた當時のまゝ)である。かゝる生活に於いて最も悲惨な且つヒンシクすべき出来事は出産や死亡である。助産婦や醫者は同室者を追ひ出すに苦勞する。死亡の場合には埋葬にとりかゝるまでは、凡べての生活が佛様と一緒の部屋で行はれる。」部屋の二隅で一つの生命が終ると別の隅では新しき命がはじまる(四三―四四頁)要するに、不良住宅地の成立は多分に歴史的である。成程過去に、住宅營利業者によつて建てられた建物は勿論立派でも堅實でもなかつたに違ひない。しかし産業的發展の旺盛な時代に在つた居住者は當初には幾分か希望的では無かつたらうか、併し所謂プロレタリア化、失業苦は、結局彼等の生活を窮厄に陥れ、是等々々の生活様式が住宅不良化に拍車を加へると云ふ事に成る。而し生活の内容と環境との惡化に伴つて人間の持つ希望、野心と共に快活は屏殺されてしまふ。斯くして此の環境に生活する夥しき多數の少青年の生活には教養的向上的ものが全部失はれる。従つて社會衛生上の多年改良改善の努力にも拘らず、かゝる運動は常に失敗に終つてゐる始末である。

四

然らば、是等不良住宅地區の居住者は如何なる問題を提出してゐるか。社會衛生學の立場に在る著者はスラム清掃、新住宅補給の、所謂建築行政的問題よりもスラム居住者の問題により、以上の關心を示す。蓋し一國の提案する遠大な社會的計畫の成否は實に、スラム居住者の之れに對する反應に依存するものであるから。スラム居住者に對する見解は二つに岐れる、或者は、環境改善に對して彼等は直に反應を示すと云ひ、他者は、彼等について改革の希望は全く無いと云ふ。蓋し後者の考ふる所によれば今日のスラムは現在の汚穢なる住民によつてソウなつたもので彼等は其の赴く所に凡べてスラムを作り出す者である。著者は、其の職務上見聞する所よりしてかゝる見解必しも無理ならざる事情の存在するを認める、しかし是等の事情には、一般の、社會的政治的論客の評價する以上に重要な眞理が潜んでゐると云ふ。著者は其の見聞するスラム居住者の生活を、惡徳、貧困、無知の三項に分けて詳細に敘述してゐる。著者は、公平なる讀者をしてスラム居住者の眞價を知らしめんとし、且つ多くの現代宣傳の特色である弱々しいセンチメンタリズムを避けしめんとするが其の意途である。(七一―七三頁)此の第三章に於ける敘述は本書に於いて最も興味ある部分であらう。唯、簡單を期する爲めに、若干興味ある諸點を擧げて見よう。

著者は生來のスラム人種(Born Slum-maker)とも云ふ可きものに吾々の注意を喚起してゐる。生來のスラム人種は住宅の經營者にとつても、全社會にとつても呪ふ可き存在であつてスラム問題の核心とも云ふ可きものである。腐敗墮落の程度と種類は雜多であつて、酒吞、無賴漢、浮浪者から劫羅を経た犯罪人、道德的墮落者に至り、男女共に殘虐の怪物であり、酒浸りの生活を送り好んで不潔、犯罪の生活を送る輩である。故に彼等は階級としては全く希望なき者でありその再生については極少の機會すら無き人々である。(七四頁)彼等は大都市スラム特有の生活者

であり、其處では隣人より追放せらるゝも何んとかして行けるからである。彼等の數が幾許であるかと云ふ事は所によつて異なるが一般の工業的スラム地區にあつては約一割と云はれてゐる。彼等は其の赴く所にスラムを作り出して行くのである。唯その數が約一割だからと云つて他の九割が全然、過誤無きものとは云へない。生得のスラム人種を黒とせば、他の者達は黒から白までの間の色々の濃淡を示すものと云へる。

貧困はスラムの不可欠の要因である。唯、家族の収入が相當の額に上るにも拘らず、安價なスラム生活を営み以つて遊學にファンダンな金を使ふと云ふ者も無いワケではない。スラムに於ける貧困の原因としては、正規の就職が無く又は之に従ふ能力無き場合、低額賃銀、多數家族、不健康、不節制、賭博、及び掛賣・月賦商人・質屋の三者の結合的作用等が擧げられる。著者は勤勞生活者の新婚夫婦が月賦商の惡辣な方法、之れとコンビの質屋、並びに貧民窟特有の高利貸の爲めに翻弄されて遂に生活の破綻に至る經過を良く書いてゐる。又貧困及び不良なる生活様式に附隨する幼児死亡率は當然高いが數十年前の千人中一六〇人より最近六〇人へと著しき減少を示せる反面、精神的缺陷、肉體的虛弱者の激増が窺はれてゐる。

「無知」に就いては國民初等義務教育の普及にも拘らず、知識水準の非常に低い事は、弊害の依る一要件である。成程年少者にあつては才能的な者も例外的には存在する。しかし向上的な資質も決して養成はされない。最初はいふ才能がスラムに於いても稱讃され自慢される。しかるに、「年をとり、間違なくスラムの生活から離れて了ふと云ふ證據が現はれると、稱讃は惡罵に代る」しかし多數の兒童にあつては、教育の効果は全く零である。かゝる幼年者はスラム人種として生長するのであるからして、少年問題は當然スラム問題の最大關心と云はねばならぬ。著者は青年期に於ける教育及び教化の可能性を認めるものゝ如くである。男女共に此の頃には少くとも容姿について

考へはじめ。彼等とはに角、綺麗に身仕舞せんと努力する、唯、それは結局、性的要求に終始する丈けで精神及び肉體の純潔へは及ばない。「併し兎に角一つの端緒である、美を評價する事の發生した證據である。故に若し此の時期に青年達がスラムの外に殊に其の家庭的影響の外に連れ出され得るならば完全な改造が成就するかも知れない」しかし、貧民窟の子弟が軍事勤務により變化を受くる事が示す様に、其の改造の爲めには最も嚴重なる規律が行はねば駄目である。唯、清貧な周圍に彼等に移し置いたとて其の惡習を脱落せしむる事は出来ない。

故に貧民窟問題の中心としてのスラム生活者の濟生は誠に困難な問題である。一國にとつて彼等の存在及び彼等への對策は近來彼等の意義とは不均等な位、政治的に重要な意味を持つに至つた。夢想的な非實現的な共產主義には浮されないまでも、現實的な社會主義は彼等の間に根を張つてゐる。それも決して社會改造の崇高な理念に根ざす信奉では無く、社會主義者達の即物的な恩恵に執くのである。無差別の慈善によつて是等惡しき人々は最も大なる利益を得てゐる。公私いづれにもせよ最も大なる財布は、彼等が蟄集する中心である。しかし其れが空虚となれば彼等は直に散つて了ふ。しかも選舉運動に當つては彼等への救済の公約によつて投票を集める事が行はれる。要するに政治の高尚な倫理はスラム貧民の知力の及ぶ所ではない。愛國主義又は教養ある知識階級の青年的な自己否定、平和主義等は彼等にとつて全然意味が無い。憲法に對して何等尊敬を持たぬが、戰時でもあれば、軍隊に入りはする。現在の境遇から脱れさせる様な事なら何んでもする。兇惡、不潔、害蟲等は生れた時からの友達であるが故に、是等は別に厭はぬ。よき衣服、充分なる食事、それに酒と女とは、充分得たと考へるであらう。貧乏人社會主義者は此の點をよく洞察してゐるが故に政治は物質的所有と分離して考へるワケには行かないのである。

五

第四・第五の兩章は、更に轉じて、スラム問題の對策に就いての論評である。前者は其の清掃問題に關する立法及行政的措置を、後者は清掃後即ち新住宅補給に關する同じ方面の措置を論評してゐる。

既に述べた様にスラム問題の解決は一九三〇年の法律までに非常に多くの企圖が爲されたが不成功してゐなかつた。「見えざる力」が住宅改良の車輪にくつついて其の機械の圓滿な活動を妨げてゐる様に見える、三〇年の法律が手續を簡にし、充分な國家補助金を設けたにも拘らず、徹底永續的な効果は擧つてゐない。第一、行政上の仕事としては、不良住宅の實際數字に就いて必ずしも正確が期し難いものがあり、大抵其れは推算に過ぎない、本稿の冒頭に述べた様に「好適」の標準が違つたりしてゐる。五ヶ年計畫は先づ不良住宅の調査に始まるのであるが、之れが不完全であり、部分的だと云はれる事になる。又、近い將來に於いての可能的不良住宅は、現在の計畫及調査には入つて來ない。従つて著者は五ヶ年二十七萬の不良住宅を一ヶ年五萬四千つと改善するの可能性を疑ひ、或ひは又、五ヶ年で大工業地域のスラムを一掃し得るの豫想を全然否定してゐる。

従つて五ヶ年計畫の設定及び其の宣傳の主たる目標は、輿論を喚起し地方廳を刺激して、問題の解決に努力せしめんとするにある。同時に、かゝる計畫が現在發表されたのは目下の建築費安と、有利な金利市場とを利用せんとするものに在る。(尙ほ住宅建築獎勵は土木事業による産業及び景氣興進策とも見て差支あるまい。)不良住宅破毀に關する法律及行政上の手續についての詳細な紹介は避けよう。要するに、不良住宅清掃には、急速の計畫は不可能だと云ふ事になる。蓋し一步を進める毎に、地方廳は、所有者側の反對に出會はねばならぬ、そしてそれは、仕事の進むに連れてより鋭く、より組織的になつて來る。ステイム・ローラア式に清掃事業に邁進せよと主張する政治家、所謂經濟學者は現實に對して甚しき無知を示してゐる。三五年三月末迄に破毀を計畫した住宅は四七、七七〇

戸その住民一九七、五九四であるに對して現實には二四、二七三戸が取毀され二三、六七四戸が新築補給されたに過ぎない。兎に角、現在粗雑な新築住宅を許してゐる限り、スラム清掃は公衆保健行政の永久の部門たるは疑いを入れない。

現在、清掃問題は、新住宅補給の問題と結びついてゐる。然るに、此の施設と共に、中央及び地方政府は多大の負擔を荷ふに至つた。スラム廢止論者は非常に多い、スラム關係者すらさうである。しかし新住宅補給の膨大な計畫は彼等を脅かす。現在の計畫によつて住宅を取毀され、それに對して新に補給する必要ある人員は百二十五萬、その爲めの費用は一億千五百萬磅國庫補助は年額三百萬磅、地方税支出は同じく百萬磅とされる。

新住宅補給を含む問題は更に多い。大問題としては、之れによつて將來住宅公有が行はるべきであるといふ考方から、細目の問題としては、新住宅賃貸料の定方、新住宅の部屋數と居住者又は家族數の割合、移轉後の嚴重なる規律・監督、及び指導、住宅面積・敷地・庭園・道路の關係・住宅建築美の考慮、内部設計設備の考慮(殊に居住者の生活に對應しての)更に新造住宅と居住者心理との交渉に關する考慮、例へばスラムより移轉せしめたる者を全部一纏にして他より切離し、よつて以つて彼等に特殊集團又は階級の觀念を生ぜしむる様になつてはならぬ事、即ち、彼等自からも改良せしめる良好の手段としては、彼等をして一般社會の構成分子たる事を知らしめる生活環境を與へる事、それには都市の熱と色彩とから遠く離れた衛生都市に彼等を送出すが如き措置に出でなければならぬ。又新住宅の型式即ち共同住宅型採用の得失(殊に敷地問題との關聯、住宅衛生上の立場等に於いて)

是等について更に經營上の問題が在る。新住宅の清潔を期す爲め、スラム引越に際しての諸般の注意及び考慮(例へば彈制入浴及消毒)、設備使用上の注意又貸禁止等々。更に重要問題としては移轉後に於ける經營者と居住者との

關係がある。此の關係の良否は、住宅政策の成否がかかる所であり、相手が相手丈けに問題は難しいと云はねばならぬ。假りに悪性スラム住民の割合が全體に對して一割であるとしても、彼等の反規律性や粗暴亂雜等々の傳染力は頗る大であり、更に是等を、規律違反の件を以つて放逐すれば、又彼等は新スラムの核心となつて了ふ。各家族は新スラムの核心となる、故に此の問題には限界又は終末が無いと云ふ事となる。故に場合に應じては、特殊な隔離禁錮的措施が必要となるかも知れない。著者は此の種の悪性スラム住民に對しては相當強硬な態度を示してゐる。衛生學的禁錮はそれで人間を心身的に清潔にはしない、しかし少くとも社會への害毒は防止する事が出来る。唯、かかる提案は「萬人同胞主義」によつて政治上、宗教上多大の非難を蒙るかも知れない、しかしかかる方策が強行されるに至らなくては、住宅問題の恒久的改良は成就を望み得ない。著者は同情と親切とが犯罪的な、精神的缺陷ある、不潔な酒好きな、懶惰な人間に浪費されてゐるのに慨嘆する。

是等悪性の分子を別にすれば、經營者は一意善意を以つて住民の補導教化に盡力すべきである。家政上の教育は彼等を正規の生活に入らせる最も有効な手段である。故オクタヴ・ア・ヒルの方針の特質は即ち婦人を以つてスラム問題の鍵とした所に在る。住宅監理者として婦人を雇傭し、賃料取立、家屋の整頓補修のみならず、不幸なるスラム女性を援助、激勵、忠告、教育して節儉と幸福との道に進ましめんとするに在る。唯、此の方針の難點はかかる任務に適せる婦人の發見が頗る難題だと云ふ事にある。要するに、經營者と居住者との關係に就いては、もつと社會心理學的に深く考究せらるべきである。

更に經營が政治問題と關聯して重要な點がある。地方政府に於いて、被選舉人が選舉人の住宅管理又は經營者となつて差支ないか否かの問題が生ずる。著者は往々誠實なる管理者の職務執行を妨害する地方議員の態度に奮慨し

てゐる。此の問題に政黨、選舉の關心を結びつけ、又は階級意識を浸透せしむるが如きに於いては、事業は最も悲惨な結末となる。

かかる事情よりして、大都市に於ける市營住宅の事業は實に大事業である。従つて管理、統制の方法については充分勘考すべきであらう。

六

最後の章はスラムの成立過程を説明してゐる。都市の無計畫な發展は、中心部附近に不良住宅街を發生せしめ、よりよき階層を外方郊外へと追出して行く。かくして此の動きと共に、以前は相當の地區が漸次不良住宅化されて行く。同時に郊外にも、決して不良住宅の成立が缺けてはゐない。郊外の古い聚落、工場の侵出して來た住宅郊外等々には、スラム化の傾向が濃厚である。巨大都市の成立、之に伴つて空いてる部屋のあるのに、反面には、恐るべき密居生活の矛盾、諸方に無數の空家、他方には漸く一室又は一隅、其の窮貧と比類なき廣大な住宅問題、是等いづれも無統制な放逸な地方的發展の結果を示した大繪卷に外ならない。

著者は過大都市改造についての諸案、例へば田園都市運動、綠化運動、建築制限方策等々の實行貫徹に就いては、土地問題に其の最後の解決をよせてゐる（一七〇頁）現在の土地制度の下では前記の如き諸方策は到底、完全な實行を見出し得ないと云つて差支あるまい。同時に著者は勞働者階級を中心としては現在の田園都市運動の失敗を指摘してゐる。例へばレッチウオース、其の建設者の計畫には巧くいつたが、『多くの人々は戦前の其の地は括り靴を履きローマ風のトリーガを纏ふて戸外を長髪の変り者が往來する、變り者の喜ぶ中心地と記憶してゐる。』田園都市又は衛星都市が勞働者の住宅運動として成功するには、住宅的目的と同時に工業都市として發達しなければならない。

此の章は、かゝる略述に見る様に、都市計畫論的な立場、更に都市進化論的な立場を以つて述べられた一章である。

以上、紹介が永きに過ぎた。結論として、本書の全體について批評を加へて見よう。前述した所によつて分る様に、本書は決して副題の示す様に「社會學的」なものとは必ずしも云へない。科學的な體系的なものではない。一方には立法、行政上の問題即ち政策が論ぜられ、批判され、他方には、スラムの都市社會的構成、スラム住民の心理學的分析などが行はれてゐる。前者に屬するものは第一、第四、第五の三章、後者に屬するものは第二、第三、第六の三章である。又其の敘述も決して學術的に嚴正ではない。比較的自由に書き流してある。又それだけ面白く讀める、不良住宅問題の解決を當面の關心に置いて、スラムの何たるや、スラム住民の性質等を知る爲めには好箇の書物である。而して著者の見聞による敘述は豊富にして詳細である。且つ、専門家が利用して恐らく暗示的提案的なものを見出す所少くはあるまい。故に、唯單に面白く讀む者に對してのみならず、研究者にとつても、一顧に價するものであらう。

技術的失業の否定

— Machinery, Employment, and Purchasing Power, National Industrial Conference Board Studies, No. 218 R. 2nd. Rev. Ed. 1936. —

藤 林 敬 三

私は本誌前號に於いて、ウラジミール・ウオイティンスキーの著「失業の三つの原因」(一九三五年)を紹介し、特に技術上の進歩が失業の原因として持つ相對的意義を確證するために案出せられたる彼の統計的方法と、それに基づく彼の現實的研究との概要を傳へて置いた。そしてその際アメリカに於ける失業問題の解釋に就いて、彼の結論の一部分は既にこれを紹介して置いたのであるが、便宜上此處に再び彼の結論を引用すれば凡そ次ぎの如くである。

「人間の勞働力は一九二〇年から一九二七年に渡つてアメリカの工業生産から機械に依つて排除せられた。技術の進歩に依る人間勞働力の排除が新生産部門の成立、或はまた生産の全範圍の擴大に依つて充分償はれてゐる場合には、技術的失業の問題は存しない。またその補償が單に一時的に妨げられてゐるに過ぎない場合には、その障害は更らに前進せんがために國民が負擔しなければならない費用であると見做され得る。しかし大戦後のアメリカの